

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させる
ための大学の課程認定申請の手引き)

(令和8年度開設用)

< 本体 >

文部科学省総合教育政策局
教 育 人 材 政 策 課

場合は申請不要。変更届⑧の審査結果が「不可」とされた場合は申請が必要。

※3 大学設置認可上の取扱いにより、表の②、③、⑧のいずれかに該当する。

(2) 変更届の提出の要否

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。変更届の届出及び提出すべき書類等については、本手引きの変更届等の提出要領に掲載している。

また、変更届の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードすること。

(URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_2.htm)

教職課程における主な変更のうち、届出が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

●届出が必要な場合

- ・授業科目を新設又は廃止する場合
- ・授業科目の名称を変更する場合
- ・授業科目の単位数を変更する場合
- ・授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法（共通開設範囲等）を変更する場合
- ・教職専任教員を追加又は削除する場合
- ・兼任教員・兼任教員を教職専任教員にする場合
- ・教職専任教員の担当授業科目を追加又は削除する場合
- ・教職専任教員の職位を変更する場合

●届出（報告）が必要な場合

- ・認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合
- ・大学名、設置者名を変更する場合
- ・学部・学科等の名称のみを変更する場合
- ・入学定員を変更する場合
- ・教職課程の認定を取り下げる場合（学生の募集停止等）

●届出が不要な場合

- ・授業科目のシラバスを変更する場合
- ・兼任教員を兼任教員にする場合・兼任教員を兼任教員にする場合
- ・兼任教員・兼任教員を追加又は削除する場合

※詳細については、「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」（114 ページ～）を参照すること。

(中・高)の①②*→A学科(養)の①②*→C学科(栄)の①②*→③
 ※ 共通開設を行う場合は、まとめて作成する。

※3 ※1と同様の順に①②を並べること。

※4 様式第4号は、様式第3号の「備考」欄に記載している教員別の通し番号順に、教員ごとに「履歴書」「教育研究業績書」「教員就任承諾書」の順で並べること。

⑦ ファイルごとに右肩にページ番号を振ること。

⑧ 仕切りページや白紙ページの挿入は不要。

⑨ 全ての書類は、紙媒体のスキャンではなく、電子媒体をPDFファイルに変換して作成すること。

⑩ PDFファイルの表示設定を、以下※1～※3のとおり設定すること。

※1 ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること

※2 ページレイアウトは「連続」

※3 表示比率は「幅に合わせる」

⑪ ⑥のとおり作成した申請書は、一式を1つのzipフォルダにまとめ、今回申請する課程の種類に応じ、それぞれ以下のとおりフォルダ名を設定すること。

申請する課程の種類	フォルダ名
大学学部学科等における課程	〇〇大学課程認定申請書【学部学科等の課程】
大学学部学科等における通信の課程	〇〇大学(通信)課程認定申請書【学部学科等の課程(通信)】
短期大学学部学科等における課程	〇〇短期大学課程認定申請書【学科等の課程】
短期大学学部学科等における通信の課程	〇〇短期大学(通信)課程認定申請書【学科等の課程(通信)】
大学院研究科専攻等における課程	〇〇大学大学院課程認定申請書【研究科専攻等の課程】
大学院研究科専攻等における通信の課程	〇〇大学大学院(通信)課程認定申請書【研究科専攻等の課程(通信)】
大学専攻科における課程	〇〇大学専攻科課程認定申請書【専攻科の課程】
短期大学専攻科における課程	〇〇短期大学専攻科課程認定申請書【専攻科の課程】
大学における教職特別課程	〇〇大学課程認定申請書【教職特別課程】
大学における特別支援教育特別課程	〇〇大学課程認定申請書【特別支援教育特別課程】

(2) 様式第2号 (概要)

様式は、「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科の課程」「教職特別課程」により異なるため、認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用すること。

<作成例>

様式第2号 (概要) (学部学科等の課程)							
認定を受けようとする大学の課程の概要							
①	大学名	〇〇大学 (学部学科等の課程)					
②	設置者名	〇〇〇〇					
③	大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇					
	④ 学部名	⑤ 学科等名	⑥ 入学定員	⑦ 設置年度	⑧ 認定を受けようとする 免許状の種類 (免許教科・領域)	⑨ 現在認定を受けている免許状の種類 (免許教科・領域) (認定年度) ⑩	
						幼・小	中・高
	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇年度	幼一種免 小一種免		
	△△学部	△△学科	〇〇	平成〇〇年度		中一種免 (国語) (令和元年度) 高一種免 (国語) (令和元年度)	特支一種免 (知・肢・病) (平成19年度)
	◇◇学部	◇◇学科	〇〇	令和〇年度	中一種免 (理科) (連携教職課程) 高一種免 (理科) (連携教職課程)		
		◆◆学科	〇〇	平成〇〇年度	栄教一種免		養教一種免 (令和元年度)
	入学定員合計		〇〇				
⑪ 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇学部〇〇学科は、令和〇〇年度設置のため、現在、設置認可申請中である。 ・ ◇◇学部◇◇学科 (中一種免 (理科)、高一種免 (理科)) は、◆◆大学◆◆学部◆◆学科 (入学定員〇〇人) との連携教職課程の認定申請である。 ・ ◇◇学部◆◆学科は、栄養士法第5条の3第4号の規定により、管理栄養士養成施設として平成〇〇年〇〇月に指定済である。 						

①「**大学名**」欄は、認定を受けようとする課程の種類に応じて記載すること。

申請する課程の種類	記載	使用する様式
大学学部学科等における課程	〇〇大学 (学部学科等の課程)	学部学科等の課程
大学学部学科等における通信の課程	〇〇大学 (学部学科等の通信課程)	
短期大学学科等における課程	〇〇短期大学 (学科等の課程)	
短期大学学科等における通信の課程	〇〇短期大学 (学科等の通信課程)	

大学院研究科専攻等における課程	〇〇大学大学院（研究科専攻等の課程）	研究科専攻等の課程
大学院研究科専攻等における通信の課程	〇〇大学大学院（研究科専攻等の通信課程）	
大学専攻科における課程	〇〇大学（専攻科の課程）	
短期大学専攻科における課程	〇〇短期大学（専攻科の課程）	短期大学専攻科の課程
大学における教職特別課程	〇〇大学（教職特別課程）	教職特別課程
大学における特別支援教育特別課程	〇〇大学（特別支援教育特別課程）	

- ②「**設置者名**」欄は、認定年度（令和8年度）の4月1日時点の大学の設置者を記載すること。（学長名及び理事長名は記載しないこと。）

国立大学→国立大学法人名

公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名

私立大学→私立大学を設置する学校法人名

- ③「**大学の位置**」欄は、既に認定を受けている課程及び認定を受けようとする課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

- ④「**学部名**」「**学科等名**」欄は、申請時（令和7年3月）における**大学全体**の課程認定の状況を記載し、それに加えて今回新たに認定を受けようとする学科等の状況を記載すること。ただし、全体として認定年度（令和8年度）の学則定員が設定された組織名称の記載となるよう留意すること（「**入学定員**」欄も同様）。

※ 改組の場合、改組前の学科等が申請書を提出する年度（令和6年度）において課程認定を受けているのであれば、改組前・改組後の学科等名の両方を記載し、備考欄に改組する（認定後は取り下げる）旨を記載すること。

※ 申請に係る学科等以外で、認定年度（令和8年度）までに学科名称・定員変更を予定している場合には、新学科名称・定員を記載し、備考欄に、申請時（令和7年3月）の学科名称・定員を記載した上で、変更予定と記載すること。

※ 認定年度（令和8年度）までに課程の取下げを予定している場合には、備考欄にその旨を記載すること。

※ 第2部（夜間の課程）、第3部（昼間2交代制又は昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程）がある場合は、その旨を備考欄に記載すること。

※ 学則に定員が定められていない専攻やコースは記載しないこと。

※ 教職課程認定を受けていない学部学科等及び教職課程認定を受ける予定のない学部学科等は記載しないこと。

- ⑤「**入学定員**」欄は、認定年度（令和8年度）の学則に定める入学定員数を記載すること。また、学部等関係課程実施基本組織の入学定員は実際に学則で定める当該関係課程の入学定員、関係協力学部等の入学定員は学部等関係課程の入学定員を差し引いた定員を記載すること。なお、編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は記載しないこと。

認定年度（令和8年度）時点で改組、募集停止等となる学科等及び認定取下げにより当該学科

等に教職課程が存在しなくなる学科等においては、「-」（ハイフン）を記載すること。

- ⑥「**設置年度**」欄は、当該学科の設置年度を記載すること。改組を伴わない学科名称の変更を行っている場合は、名称変更前の設置年度を記載の上、備考欄に学科名称の変更の状況を記載すること。（設置申請年度や課程認定の年度ではないため注意すること。）
- ⑦「**認定を受けようとする免許状の種類**」欄は、令和8年度に新たに認定を受けようとする免許状の免許教科及び種類を記載すること。また、連携教職課程により認定を受ける場合は、当該免許種の後に「(連携教職課程)」と明記すること。
- ⑧「**現在認定を受けている免許状の種類**」欄は、申請時点で認定を受けている（教職課程認定審査1（1）③若しくは1（1）④に基づく届出により認められた課程を含む）免許状の免許教科及び種類を記載すること。

- ⑨免許状の免許教科及び種類の記載に当たっては、以下を参考に略記すること（免許教科は略記しないこと）。

幼稚園教諭一種免許状	幼一種免
幼稚園教諭専修免許状	幼専免
小学校教諭二種免許状	小二種免
小学校教諭専修免許状	小専免
中学校教諭一種免許状（国語）	中一種免（国語）
中学校教諭専修免許状（社会）	中専免（社会）
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	高一種免（地理歴史）
高等学校教諭専修免許状（数学）	高専免（数学）
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・病弱者）	特支一種免（知・病）
特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者）	特支専免（視）
養護教諭一種免許状	養教一種免
養護教諭専修免許状	養教専免
栄養教諭一種免許状	栄教一種免
栄養教諭専修免許状	栄教専免

- ⑩「**認定年度**」欄は、改組を伴わない学科名称変更を行っている場合は、名称変更前の認定年度を記載すること。（※審査年度ではないため注意すること。）

※平成30年度の再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。

- ⑪「**備考**」欄は、設置者や大学名の変更予定、既に認定を受けている課程の名称・定員変更等の予定や、認定を受けようとする課程の設置申請・改組の状況、管理栄養士養成施設等の指定の状況等を記載すること。また、連携教職課程により認定を受ける場合は、連携先の大学の学部学科名及びの入学定員を記載すること。

(例) 大学の設置者、大学名変更等の予定

- ・〇〇年度より、設置者が〇〇から〇〇へ変更予定。
- ・〇〇年度より、大学名を〇〇大学から〇〇大学へ変更予定。

既に認定を受けている課程の名称・定員変更等の予定

- ・〇〇年度より、〇〇学科が〇〇学科へ名称変更予定。
- ・〇〇年度より、〇〇学科の定員を〇〇から〇〇へ変更予定。

認定を受けようとする学部学科等が設置予定の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇年度設置のため、現在、設置認可申請中（予定）である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇年度設置のため、現在、設置届出予定である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇年度設置のため、既に、設置届出済である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇学部△△学科を改組し、現在、設置認可申請中である。△△学科については、取下届提出予定。

届出設置予定であり、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に係る変更届について承認を受けた課程がある場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、●●学部●●学科を改組し、〇〇年度設置のため、現在、設置届出済である。同学科の□□免（□□）については教職課程認定審査の確認事項1（1）③による変更届について承認を受けた。●●学部●●学科については、〇年度をもって教職課程認定を取り下げる予定である。

認定を受けようとする免許状の種類が、栄養教諭一種免許状又は栄養教諭二種免許状の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第5条の3第4号の規定により、管理栄養士養成施設として〇〇年〇〇月に指定済（指定申請中）である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第2条第1項の規定により、栄養士養成施設として〇〇年〇〇月に指定済（指定申請中）である。

連携教職課程により認定を受ける場合

- ・本申請は〇〇大学〇〇学部〇〇学科（入学定員〇〇人）との連携教職課程の認定申請である。

学部等連係課程実施基本組織等により認定を受ける場合

- ・××課程は学部等連係課程実施基本組織である（連携協力学部等は△△学部と□□学部）。そのため、××課程の入学定員は△△学部の内数〇名、□□学部の内数●名の和である。なお、連携協力学部等の入学定員は学部等連係課程実施基本組織に充てている入学定員を差し引いて記載している。

（3）様式第2号（教育課程及び教育研究実施組織）

様式第2号（認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織）には、各課程において教員免許状取得のために開設する授業科目及び教職専任教員の状況を記載すること。

<共通事項>

- 「学部・学科等」「入学定員」欄は、様式第2号（概要）及び学則等の記載内容と一致させること。
- 「免許状取得に必要な最低修得単位数」欄は、施行規則に規定する単位数を記載すること。
- 「学位」「学位又は学科の分野」欄は、大学設置認可等に係る記載内容と一致させること。
- 授業科目の「名称」「単位数」「備考」欄は、シラバス及び学則等の記載内容と一致させること。
- 単位数の「必修」「選択」欄は教員免許状取得のための必修科目・選択科目の別を記載すること。
(※卒業要件の必修・選択ではない。) なお、複数科目から選択必修とする場合、単位数は「選択」欄に記載し、選択必修の旨を当該科目の「備考」欄に記載すること。
- 「共通開設」欄は、共通開設可能な組合せを課程認定基準等で確認の上、各様式の留意点を参照して記載すること。
- 「教職専任教員」欄は、以下のとおり記載すること。（課程認定上の「教職専任教員」のみ記載する。「兼任教員」及び「兼任教員」は当該様式には記載しないこと。）
 - ・当該授業科目を担当する教職専任教員の氏名を記載すること。なお、旧姓等の通称を使用している場合は、括弧書きで本名を併記すること。（例：通称 文科花子、本名 科学花子の場合、「文科（科学）花子」と記載。様式第3号、第4号等、他の様式においても同様に記載すること）

⑥単位数について

- 「A. 「教科に関する専門的事項」の開設総単位数」には、表中の教科に関する専門的事項として開設されている科目の単位数の合計を記載すること。
- 「B. 「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数（他学科等が開設した授業の単位数を記載。）」には、「A. 「教科に関する専門的事項」の開設総単位数」のうち、他学科等と共通開設する単位数及び他学科等の科目を充てる単位数の合計を記載すること。なお、当項目に示す単位数は、必修・選択別に記載せず、まとめて記載すること。また、「各教科の指導法」のうち、他学科等と共通開設する単位数及び他学科等の科目を充てる単位数は算入しないよう留意すること。
- 「C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」には、必修科目のみではなく、選択科目のうち選択必修科目として修得する科目の単位数を含めること。
- 「D. 教員の免許状取得のための選択科目」には、選択科目のうち、選択必修科目として修得する科目以外の科目の単位数を記載すること。
- 「E. 開設授業科目の合計単位数(C+D)－免許状取得に必要な最低修得単位数」には、CとDの合計した単位数から免許状取得に必要な最低修得単位数を差し引いた単位数を記載すること。

xi) 中高養栄・教育の基礎的理解に関する科目等

<作成例（中学校・高等学校）>

様式第2号（中高・教育の基礎的理解に関する科目等）											
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中高・教育の基礎的理解に関する科目等）											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部 ××学部	〇〇学科 ××学科	入学定員合計 400	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教育の基礎的理解に関する科目等 中一種免27単位、高一種免23単位			2. 認定を受けようとする免許状の種類 中高一種免（国語） 中高一種免（理科）				
開設体制	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			教職専任教員				備考	
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数 必 選	共通 開設 学校 種等	教授	准教授	講師		助教
大学において 共通開設（ただし、一部科目は〇〇学科、××学科にて開設） 共通開設する学科等の入学定員の合計（今回申請する学科等以外も含む。） 1,000人	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		〇〇〇〇				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2						
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2						
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2						
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1					××××	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2						
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳理論と指導法	2						中免のみ
		総合的な学習（探究）の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		養栄				特別活動の指導法を含む
		特別活動の指導法									
		教育の方法及び技術		教育方法	1						
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1						
		生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		養栄				
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		養栄				△△△△
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導論	1						(△△△△)
	教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前事後指導	1			(〇〇〇〇)			
				教育実習 1	2			(〇〇〇〇)			
				教育実習 2	2			(〇〇〇〇)			
		学校体験活動		2							
		教職実践演習		2							
	●単位数		・ 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	中29単位／高25単位		●教職専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）		中3人／高3人			
		・ 教員の免許状取得のための選択科目	中2単位／高4単位		●教職専任教員数（各教科の指導法）		中（国語）0人、（理科）1人				
		・ 開設授業科目の合計単位数－免許状取得に必要な最低修得単位数	中4単位／高6単位				／高（国語）0人、（理科）1人				
					●必要教職専任教員数		中3人／高3人				

※教職専任教員欄の網掛けは消さないこと。

(10) 様式第5号

- ・ 本計画書には、大学における教育実習実施計画（教育実習、養護実習及び心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習の一部として実施する「学校体験活動」に関する実施計画を含む。）を具体的に記載すること。
- ・ 本計画書とともに、実習校からの受入承諾書の写しを提出すること。
 ※様式の指定はないが、「学校体験活動」を行う場合は、本文中に当該「学校体験活動」が学校の指示の下に行う活動であることを明記すること。
 ※写しは、紙媒体のスキャンではなく電子媒体をPDFファイルに変換して作成すること（押印不要）。なお、原本の押印の可否は問わない。
 ※大学が直接実習校から承諾を得る場合は、承諾を得た学校全ての提出が必要である。教育委員会を通じて承諾を得る場合は、当該教育委員会のものを提出すること。
 ※日付は令和6年4月1日～申請書提出までの間の日で記載すること。

<作成例>

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）	
教育実習等実施計画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 <教育実習> 3年次9月～10月 <学校体験活動> 4年次7月～9月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 <教育実習> 中学校4週間（120時間）、高等学校2週間（60時間） <学校体験活動> 中学校又は高等学校週1回（合計40時間）
③	実習校の確保の方法 <教育実習> 大学が指定する学校の中から、実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。 <学校体験活動> 教育実習と同じ学校に実習生が内諾を得る。
④	実習内容 <教育実習> <学校体験活動>
⑤	実習生に対する指導の方法 <教育実習> ○日ごとに、指導教員が実習校へ巡回指導を行う。 <学校体験活動> 週1回、実習生から指導教員へ提出された報告書をもとに指導を行う。 あわせて、○月に指導教員が実習校へ巡回指導を行う。
⑥	教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） <教育実習> <学校体験活動>
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 <教育実習> <学校体験活動>
②	内容（具体的な指導項目） <教育実習> <学校体験活動>
③	教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

- ①「教育実習（養護実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習）」に「学校体験活動」を含める場合においては、各項目に学校体験活動の内容も記載すること。
- ②「①教育実習等の時期」欄は、教育実習等を実施する年次及び月を記載すること。
- ③教育実習（学校体験活動）の総時間数は、1単位30時間を標準としているため、以下の時間

数を標準とする。(教育実習の中に学校体験活動を含める場合は、以下の時間数から1単位あたり30時間程度の時間数が低減される)

- ・(4単位) 120時間程度 幼稚園/小学校/中学校/養護教諭
- ・(3単位) 90時間程度 養護教諭二種
- ・(2単位) 60時間程度 高等学校/特別支援学校/学校体験活動
- ・(1単位) 30時間程度 栄養教諭/学校体験活動

④「③実習校の確保の方法」及び「⑤実習生に対する指導の方法」欄について、大学が責任を持って実習校の確保や実習生に対する指導に当たることが明確になるよう記載すること。

<p>3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等(以下「委員会等」という。)</p> <p>① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会等の名称 教職委員会 ・ 委員会等の構成員(役職・人数など)・・・ ・ 委員会等の運営方法 毎月1回、年12回開催する。○○について審議を行う。・・・ <p>【委員会の組織図】 別途添付のとおり</p> <p>② 大学外の関係機関(例:都道府県及び市区町村教育委員会など)との連絡調整等を行う委員会等(※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。)</p> <p><教育実習・学校体験活動共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会等の名称 教育実習運営委員会 ・ 委員会等の構成員(役職・人数など)・・・ ・ 委員会等の運営方法 ○、△、◇月に、年○回開催する。・・・ <p><学校体験活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○、△月の教育実習運営委員会にて○○学校との連絡調整会議を実施している。 <p>【委員会の組織図】 別途添付のとおり</p>																											
<p>4 教育実習の受講資格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3年次開始時点以下に掲げる科目を修得済又は履修中であること。 道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、生徒指導論、教育相談論(進路指導を含む)、各教科の指導法の必修科目、教科に関する専門的事項(10単位以上) 2. 3年次開始時点の修得総単位数が○単位以上であること。 3. 上記全てを満たしたうえで、登録申請を行った者に、教職委員会にて受講を許可する。 																											
<p>5 実習校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">教育実習 学校体験活動</td> <td style="width: 25%;">学級数の合計</td> <td style="width: 55%;">幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>学校名</td> <td>○○市立○○小学校(△△県××市○○町1-23) 学級数:○○ 児童数:○○人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教員数</td> <td>○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>学校名</td> <td>○○市立○○中学校(△△県××市○○町1-23) 学級数:○○ 生徒数:○○人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教員数</td> <td>○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>教育委員会名</td> <td>○○市教育委員会 小学校:○○校 中学校:○○校</td> </tr> </table>					教育実習 学校体験活動	学級数の合計	幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級	○	○	学校名	○○市立○○小学校(△△県××市○○町1-23) 学級数:○○ 児童数:○○人			教員数	○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人	○	○	学校名	○○市立○○中学校(△△県××市○○町1-23) 学級数:○○ 生徒数:○○人			教員数	○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人	○	×	教育委員会名	○○市教育委員会 小学校:○○校 中学校:○○校
	教育実習 学校体験活動	学級数の合計	幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級																								
○	○	学校名	○○市立○○小学校(△△県××市○○町1-23) 学級数:○○ 児童数:○○人																								
		教員数	○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人																								
○	○	学校名	○○市立○○中学校(△△県××市○○町1-23) 学級数:○○ 生徒数:○○人																								
		教員数	○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人																								
○	×	教育委員会名	○○市教育委員会 小学校:○○校 中学校:○○校																								

⑤「3 委員会等」欄は、教育実習と学校体験活動における組織体制が同一の場合はまとめて記載すること。

⑥「委員会の組織図」欄は、各大学に設置している運営体制の組織図を略記すること。本欄に収まらない場合は、別添資料を本様式の後ろに添付すること。

⑦学校体験活動を実施する場合には、「②大学外の関係機関」欄に大学と学校体験活動の実習校との連携体制について記載すること。

⑧「4 教育実習の受講資格」欄は、教育実習の受講の条件として教員免許状取得に係る単位の取得条件を記載すること。

⑨「5 実習校」欄は、学校体験活動の実習校についても併せて記載し、教育実習又は学校体験活動の実習校に○を記載すること。(学校体験活動を開設していない、又は実習校ではない場合は×を記載する。)

⑩大学が直接実習校から受入承諾を得る場合には、当該校全ての学校名、学級数、児童数、教員数（令和6年5月1日現在）を記載すること。また、教育委員会を通じて実習の承諾を得る場合には、当該教育委員会名及び学校数（令和6年5月1日現在）を記載すること。

※該当がない方の欄は、空欄にせずに削除すること。

⑪「学級数の合計」欄は実習先の校種ごとに合計を記載し、該当する校種がない場合は記載しないこと。教育委員会を通じて実習先を確保している場合、学校体験活動の受入有無が学校により異なる場合は、行を分けて記載すること。

(11) 様式第6号

<作成例>

様式第6号（認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類）

1 施設・設備の概要

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③①の学部・学科等において使用する施設・設備	④備考
教育学部 教育学科	小一種免	講義室 理科実験室 音楽室 図画工作実習室 調理室 体育館 プール	○室 ○室 ○室 ○室 ○室 ○棟 (○○附属学校のプール)
理学部 理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	講義室 実験室	○室 ○室
⑤施行規則第66条の6に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、施行規則第2条第1項表などに定める「情報機器及び教材の活用」及び施行規則第3条第1項表などに定める「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」において使用する施設・設備			
<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ演習室（1室、学生が利用可能な端末を200台設置） ・講義室（3室、各講義室に電子黒板1台を設置） ・教職支援センターにて、デジタル教科書をインストールしたノートパソコン及びタブレットの貸出しを行っている。（ノートPC20台/タブレット5台） 			
⑥施行規則第66条の6に定める「体育」において使用する施設・設備			
グラウンド、体育館、プール（○○附属学校のプール）			

2 図書等の状況

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③②の教職課程に関する図書の種類	④冊数
教育学部 教育学科	小一種免	教科及び教科の指導法に関する科目（××） ：	○○○○冊
		教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊
理学部 理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	教科及び教科の指導法に関する科目 教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊 ○○○○冊
合計（実数）			○○○○冊

3 教職課程に関連のある施設・設備、役割など

<p>教職支援センター</p> <p>教職課程を履修する学生への免許状取得、教育実習、教員採用試験等に関する資料の閲覧・貸出及び自習スペースの提供、客員教授（校長経験者）による面接指導を行っている。</p>

Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式

※ 変更届を作成する際は、その時点で最新の手引きに記載の要領にしたがって作成すること。
 (変更する課程の認定申請時点の手引きに記載の要領を参照するのではないことに留意。)

1. 変更届等の提出要領・作成例

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない(大学が文部科学省に対して、変更届の提出又は報告を要する場合については、3ページ(2)変更届の提出の要否に記載のとおり)。

それぞれの場合における届出については、以下に記載の要領に沿って提出を行うこと。

(1) 教育課程の変更届(届出)	<ul style="list-style-type: none"> ①授業科目を新設又は廃止する場合 ②授業科目の名称等を変更する場合 ③授業科目の単位数を変更する場合 ④授業科目の履修方法(必修・選択必修・選択)又は開設方法(共通開設範囲等)を変更する場合 ⑤教職専任教員に係る変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・教職専任教員を追加又は削除する場合 ・兼任教員・兼任教員を教職専任教員にする場合 ・教職専任教員の担当授業科目を追加又は削除する場合 ⑥教職専任教員の職位を変更する場合 ⑦教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合 ⑧教職課程認定審査の確認事項1(1)④に該当し、変更する場合
(2) 教育課程の変更届(報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合
(3) 大学、設置者、学科等の名称変更届(報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学名、設置者名を変更する場合 ※大学の長、設置者の長(法人の理事長)の変更は届出不要。 ・学部・学科等の名称のみを変更する場合
(4) 学科等の入学定員変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・入学定員を変更する場合
(5) 学科等の課程認定取下届	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程の認定を取り下げる場合(学生の募集停止等)

なお、変更届の提出に当たっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。

本手引きに記載された変更届の記入要領・様式は、令和元年度以降入学生用のものである。再課程認定に伴い自動取下げとなった、平成30年度以前入学生に適用する教育課程において、上記(1)(※117ページの表①～④の変更に限る。)及び(2)の変更を行う場合は、(6)旧法に基づく変更届に記載の要領により、旧法に基づく変更届を提出すること。

(1) 教育課程の変更届

(ア) 変更届提出期限

- 前ページ表(1)①～⑥の変更届提出期限：変更後の教育課程を実施する前
- 前ページ表(1)⑦、⑧の変更届提出期限(令和9年度実施)：
 - ①令和7年9月30日(火)までに必着
 - ②令和7年11月28日(金)までに必着

教育課程の変更届として提出する書類は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出しなければならない。

例えば、次の表①～⑥にかかる変更後の教育課程を令和8年4月から実施する場合は、令和7年度末までに提出することが必要である(後期から教職専任教員の変更等がある場合には、後期の授業を開始する前までに変更届を提出する必要がある)。

ただし、前ページの表(1)⑦、⑧に該当し届出による変更を希望する場合には、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当するか否かの確認を行う必要があるため、変更後の教育課程を実施する年度の前々年度の9月末日又は11月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

令和9年度開設予定の学科等については、令和7年9月30日(火)又は令和7年11月28日(金)までに、その変更内容に応じて、変更届等を提出する必要がある。審査結果の通知時期は、令和7年9月30日(火)締切分が令和7年12月26日(金)まで、令和7年11月28日(金)締切分が令和8年2月中旬の予定である。

なお、令和8年度開設予定の学科等で次の表⑦、⑧に該当し、令和6年11月29日(金)までに次の表⑦、⑧に関する変更届を提出していない場合、又は、次の表⑦、⑧に関する変更届を提出した上で、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当しないと判断された場合は、課程認定申請の手続きを行うこと。

(イ) 必要提出書類

教育課程の変更届として、変更しようとする内容に応じて117ページの表に示す書類を提出すること。

「届出をしようとする大学の課程の概要」「履歴書」「教育研究業績書」「組織改組対照表」の作成に当たっては、Ⅱ. 課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領の各様式の記載要領(23ページ以降)を参照すること。その際、「履歴書」「教育研究業績書」の様式は文部科学省ホームページ「教職課程認定申請の手引き及び提出書類の様式等について」からダウンロードすること。

届出をしようとする大学の課程の概要※	23 ページ～
履歴書	72 ページ～
教育研究業績書	74 ページ～
組織改組・再編対照表	108 ページ

※「届出をしようとする大学の課程の概要」について、認定申請を同時に行っている等により、届出を行おうとする大学の課程と認定を受けようとする大学の課程が混在する場合は、「届出を行

おうとする免許状の種類（免許教科・領域）欄に記載する認定申請中（予定）の免許状の種類
の左側に「△」を付し、備考欄に認定申請中（予定）である旨を記載すること。

なお、117 ページの表において①～⑧の複数の場合に該当する大学は、「かがみ」「変更内容一覧表」
「理由書」「新旧対照表」は、1部提出すれば足りるため、複数枚に分けないこと。ただし、学部と大
学院など、異なる課程（21 ページに記載の区分参照）について変更を行う場合は、「かがみ」「変更内
容一覧表」「理由書」「新旧対照表」を含め一式を課程ごとに作成すること。

また、次ページの表⑦、⑧の場合に該当する学科等に係る変更届は、他の学科等に係る変更届とは
別に作成すること。

（例 1）一つの免許課程で授業科目の新設（①）と「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員の変更（⑤）
がある場合

- ・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」…1部提出（①と⑤で共通）
- ・「履歴書」「教育研究業績書」…変更した教職専任教員（⑤）に係るもの1部

（例 2）一つの免許課程で次ページの表⑦に該当（⑦）する学科等において、同時に授業科目の新設（①）と「教育
の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員の変更（⑤）がある場合

- ・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」…1部提出（①と⑤と⑦で共通）
- ・「届出をしようとする大学の課程の概要」…1部提出（⑦）
- ・「履歴書」「教育研究業績書」…変更した教職専任教員（⑤）に係るもの1部
- ・「設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況」…1部提出（⑦）
- ・「学則・履修規程等」（開設年度から適用するもの、及び従前適用していたもの）…1部提出（⑦）
- ・「組織改組対照表」…1部提出（⑦）
- ・「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談の状況」…1部提出（⑦）
- ・「改組等の前後における教育課程及び教育研究実施組織の変更状況」…1部提出（⑦）

全ての課程において、シラバスの提出は不要である。(*)

○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

変更内容	かがみ	変更内容一覧表	理由書 (様式任意)	届出をしようとする大学の課程の概要	新旧対照表	シラバス	各教科(保育内容)の指導法・教育の基礎的理解に関する科目等・特別支援教育に関する科目の教職専任教員		必要書類 教理・データ・AI・教育イニシエーション・AI教育プログラム認定制度により認定される科目であることを証明する書類	設置の前後等及び専任教員の所属の状況	学則・履修規程等(開年度から適用するもの)	学則・履修規程等(従前適用していたもの)	組織改組対照表 (様式任意)	大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談の状況 (様式任意)	改組等の前後における教育課程及び教育研究実施組織の変更状況
							履歴書	教育研究業績書							
① 授業科目を新設又は廃止する場合	○	○	○	×	○	×	△ ※1	△ ※1	△ ※2	×	×	×	×	×	×
② 授業科目の名称等を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	△ ※2	×	×	×	×	×	×
③ 授業科目の単位数を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
④ 授業科目の履修方法(必修・選択必修・選択)又は開設方法を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑤ 教職専任教員に係る変更を行う場合	○	○	○	×	○	×	△ ※3	△ ※3	×	×	×	×	×	×	×
⑥ 教職専任教員の職位(教授・准教授・講師・助教)を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑦ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○ ※4	×	△ ※5	△ ※5	△ ※5	○	○ ※6	○ ※6	○	○ ※7	○ ※8
⑧ 教職課程認定審査の確認事項1(1)④に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○ ※4	×	△ ※5	△ ※5	△ ※5	○	○ ※6	○ ※6	○	○ ※7	○ ※8

* 全ての課程において、兼任教員又は専任教員のみを変更する場合には、変更届の提出は不要である。また、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、専修免許課程以外の課程における「大学が独自に設定する科目」の教員に係る変更のみを行う場合も、変更届の提出は不要である。

* 認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合を除く教育実習実施計画の変更については、変更届の提出は不要である。

※1 授業科目新設の場合で、教職専任教員が担当する場合にのみ必要である。ただし、教職課程認定基準4-8(2)に定める共通開設による授業科目新設で、4-8(4)による教職専任教員の共通化の場合は、当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である(共通開設とともに教職専任教員に係る変更を行う場合は履歴書・教育研究業績書の提出は必要である)。

(例1) A学科(幼一種免・小一種免)開設の「教育の基礎的理解に関する科目」をB学科(中一種免(国語)・高一種免(国語))で共通開設する場合

→A学科(④)、B学科(①)の手続きが必要。B学科(①)における共通開設科目担当の教職専任教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要。

(例2) A学科(幼一種免・小一種免)開設の「教育の基礎的理解に関する科目」をB学科(中一種免(国語)・高一種免(国語))で共通開設するとともに、当該科目の教職専任教員をC教員からD教員へ変更する場合

→A学科(④と⑤)、B学科(①)の手続きが必要。共通開設科目担当のD教員の履歴書・教育研究業績書の提出は必要。

※2 新たに教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目において「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を開設する場合(①)及び「情報機器の操作」として開設している科目が数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目となり、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」に変更となる場合(②)に提出が必要である。

※3 教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「教職専任教員に係る変更の内容」が以下の組合せの場合である(免許状の種類にかかわらず共通)。

担当する科目区分 教職専任教員に係る変更の内容	各教科(保育内容)の指導法 教育の基礎的理解に関する科目等 特別支援教育に関する科目
(A) 教職専任教員を追加する場合	○
(B) 既に配置されている兼任教員・兼任教員を教職専任教員にする場合	○
(C) 既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合	○
(D) 教職専任教員を削除する場合	×
(E) 既に配置されている教職専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	×
(F) 既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を削除する場合	×

* 上記表にない「領域に関する専門的事項(専修免許状の課程における「準ずる科目」、「指定大学が加える科目」を含む。)」「教科に関する専門的事項(専修免許状の課程における「準ずる科目」、「指定大学が加える科目」を含む。)」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目(専修免許状の課程における「準ずる科目」を含む。)」の教職専任教員を変更する場合は、(A)～(C)の場合であっても当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である(変更届の提出は必要である)。

※4 ⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届については、改組前後で変更のない科目区分においても、新旧対照表を漏れなく提出すること(特に、「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の新旧対照表の提出漏れが多くみられるため、注意すること)。

※5 ⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届について、表①～⑥に該当する変更がある場合、①～⑥の場合の必要提出書類を確認し、⑦、⑧の書類に併せて漏れなく提出すること。特に、「履歴書」

「教育研究業績書」について、※1、※3の留意事項を参照し、漏れのないようにすること。

- ※6 学則・履修規程については、106ページの課程認定申請を行う場合に準じて提出するとともに、届出を行おうとする課程の授業科目・単位数（新旧対照表の新課程・旧課程に記載の科目）について、該当箇所の下線を引く、着色する等して、教職課程の科目を明確にすること（着色した場合は、欄外に凡例を示すこと）。
- ※7 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談申し込み状況等について記載すること（様式は大学の任意で差し支えない）。大学設置室から事前相談結果が伝達されている場合は、あわせて「設置にかかる事前相談の結果」を提出すること（変更届提出時点で結果が伝達されていない場合は、結果連絡が届き次第、速やかに提出すること）。なお、国立大学の場合は、高等教育局国立法人支援課との相談状況を詳述すること。
- ※8 記載内容については、「新旧対照表」及び「設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況」をもとに作成すること（エクセルファイルのまま提出すること）。
- ※9 全ての課程においてシラバスの提出は不要であるが、各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等、外国語（英語）の教科に関する専門的事項の科目又は特別支援教育に関する科目を新設するなどの変更を行う場合は、授業計画が各コアカリキュラムを満たす内容となっているか確認すること。

i) かがみ

<作成例>

(様式第1号 届出 (かがみ))	
②	文書番号 ① 令和〇〇年〇月〇〇日
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿	
届出者（設置者）名 ③ 届出者（設置者）の長の職名及び氏名 ④	
〇〇大学の認定課程における学科等の 教育課程の変更について（届出）	
この度、令和〇〇年〇〇月〇〇日より、別添変更内容一覧表で示す内容について変更 することを、別紙のとおり届け出ます。	

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載す

ること。

届出者（設置者）名

- ・ 国立大学→国立大学法人名
- ・ 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・ 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- ・ 国立大学→当該国立大学法人の長
- ・ 公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・ 私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

ii) 変更内容一覧表

(I 教育課程の変更届)
(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	教育学部教育学科 児童教育専攻	幼一種免					○	○		
2		小一種免					○			
3		特支一種免(知・肢・病)						○		
4	工学部 機械工学科	高一種免(工業)	○				○	○		

(E)

(I 教育課程の変更届)
(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容 (D)							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	情報科学学部 情報科学学科	中一種免(数学)							○	
2		高一種免(数学)					○		○	
3		高一種免(情報)	○	○					○	

(E)

(I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	工学研究科 機械工学専攻	高専免(工業)		○			○	○		

(E)

(I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	A大学 国際学部外国語学科	中一種免(英語)				○	○			○
2		高一種免(英語)				○	○			○
3		中一種免(フランス語)				○				○
4		高一種免(フランス語)				○				○
5	A大学 文学部人文学科	中一種(社会)	○	○		○	○			○
6		高一種(地理歴史)	○	○		○				○
7		高一種(公民)	○	○		○	○			○
8	A大学 理学部物理学科	中一種(理科)								○
9		高一種(理科)								○
10	B大学 外国語学部英文学科	中一種(英語)				○				○
11		高一種(英語)				○				○
12	B大学 外国語学部仏文学科	中一種(フランス語)				○				○
13		高一種(フランス語)				○				○
14	B大学 経営学部経営学科	中一種(社会)	○	○		○				○
15		高一種(公民)	○	○		○				○
16	B大学 情報学部情報学科	高一種免(情報)					○			○

(E)

<記載上の注意>

- (A) 「学部・学科等名」欄は、認定を受けている学部名、学科等名を記載すること（特に、変更届⑦において、改組後の学部・学科等名が記載されている場合が多くみられるため、届出時点の学部・学科等名を記載すること）。専攻として認定を受けている場合は、学科名のみならず専攻名まで記載する必要がある。
また、変更届⑧の場合で、複数の大学を統合する場合、大学名から記載すること。
- (B) 「免許状の種類」欄は、認定を受けている免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）ごとに行を分けて記載すること。ただし、特別支援学校の教諭の免許状に当たっては特別支援領域の種類は1行にまとめて記載すること。
- (C) 「教育課程の変更届の変更内容」欄は、該当する変更内容に「○」印を記載すること。なお、複数の変更内容を同時に届け出る場合は、該当箇所全てに「○」印を記載し、該当する変更内容に係る必要書類を全て提出すること。
- (D) 教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し変更する場合において、共通開設科目にかかる変更を同時に届け出た場合であっても、1（1）③に該当し届け出る学科等以外の学科等にかかる変更届の提出は別途必要となるので、留意すること（例えば、令和7年度改組に当たって、大学において共通開設している「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員変更を含む、A学科にかかる変更届⑦の書類を令和5年度に提出し、届出による変更が認められた場合においても、令和6年度中に、A学科以外の学科等にかかる「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員変更の届出を行う必要がある）。
- (E) 学科等及び免許状の種類が複数ある場合は適宜行を追加すること。また、それに伴い1ページに収まらない場合はページ数が増えても構わない。

iii) 理由書（様式任意）

当該変更が生じた理由を記載すること。

- (例)・教職専任教員の退職に伴い新たに教職専任教員を雇用するとともに、授業内容の変更を伴う授業科目名称の変更を行うため。
- (例)・○○学部○○学科を改組して届出により設置予定の●●学部●●学科について、教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当するため、届出により変更を行うものである。
- (例)・○○大学及び●●大学を統合して令和●年度から△△大学を設置予定であり、その際、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項により、教員審査の省略が認められている。△△大学▲▲学科については、教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の○○大学□□学科及び●●大学■●学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当するため、届出により変更を行うものである。

iv) 新旧対照表 (①~⑦)

認定課程における変更に係る科目(「教科(領域)及び教科(保育内容)の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」など)ごとに新旧対照表を作成すること。

イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目(幼稚園)

<作成例>

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

領域及び保育内容の指導法に関する科目の変更届新旧対照表												
① ② ③	大学名	〇〇大学(学部学科等の課程)					担当部局	④			担当者	
	設置者名	〇〇〇〇					電話番号					
	大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇					e-mail					
⑤	教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類(免許教科)	新学則等の適用年度	⑩ 備考			
		新	〇〇学部	〇〇学科	⑥	⑦	⑧	⑨	令和〇〇年度 令和〇〇年度入学生より適用する。			
		旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	幼一種免	—				
施行規則に定める科目区分等		新					旧					変更内容等
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	⑪ 授業科目	単位数 必 選	⑫ 教職専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必 選	教職専任教員 氏名・職名	履修方法			
領域及び保育内容の専門的に関する事項に 関する科目	健康	幼児と健康	2	〇〇〇〇教授		健康Ⅰ 健康Ⅱ	2 2	〇〇〇〇教授		名称変更 廃止		
	人間関係	幼児と人間関係	2	△△△△講師		人間関係Ⅰ 人間関係Ⅱ	2 2	△△△△講師		名称変更 廃止		
	環境	幼児と環境	2	××××准教授		環境Ⅰ 環境Ⅱ	2 2	××××准教授		名称変更 廃止		
	言葉	幼児と言葉	2			言葉Ⅰ 言葉Ⅱ	2 2			名称変更 廃止		
	表現	音楽表現 造形表現	2 2		⑬	音楽表現 造形表現	2 2					
		領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	保育内容総論	2	(〇〇〇〇教授)		保育内容総論	2	(〇〇〇〇教授)			
⑦	⑭ 単位数	・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) (新) 14単位 / (旧) 14単位					●教職専任教員数(領域に関する専門的事項) (新) 3人 / (旧) 3人					
		・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 0単位 / (旧) 8単位					●教職専任教員数(保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等) ⑮ (新) 〇人 / (旧) 〇人					
		・「領域に関する専門的事項」及び「保育内容の指導法」の必修単位数の合計 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位					●必要教職専任教員数(合計) (新) 〇人 / (旧) 〇人					

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

□ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

<作成例>

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表															
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局				担当者					
設置者名		〇〇〇〇				電話番号				担当者					
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail				担当者					
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）		新学則等の適用年度		備考					
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。					
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免		—							
施行規則に定める科目区分等		16 新				旧				19					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	変更内容等			
			必	選				必	選						
教科及び教科の指導法に関する科目	国語	国語	2	他	〇〇〇〇教授	××学科 共通開設	国語	2		〇〇〇〇教授		共通開設に関する変更 名称変更 新設			
		小学国語Ⅰ	2		(〇〇〇〇教授)		小学国語	2		(〇〇〇〇教授)					
		小学国語Ⅱ	2		(〇〇〇〇教授)										
	社会	歴史	2	他	××××准教授	××学科 共通開設	歴史	2		××××准教授		共通開設に関する変更 新設			
		小学社会	2		(××××准教授)										
	算数	算数	2		〇〇〇〇准教授	17	算数	2		〇〇〇〇准教授		履修方法変更 履修方法変更			
		小学算数	2		(〇〇〇〇准教授)	この科目は 2単位選択 必修	小学算数	2		(〇〇〇〇准教授)					
		2		(〇〇〇〇准教授)		2		(〇〇〇〇准教授)					
	理科	理科	2		△△△△教授		理科	2		△△△△教授					
		小学理科	2		(△△△△教授)		小学理科	2		(△△△△教授)					
		2		(△△△△教授)		2		(△△△△教授)					
	生活	生活	2				生活	2							
小学生生活		2				小学生生活	2								
.....		2				2								
音楽	音楽	2		18		音楽	2		△△△△講師		教職専任教員変更 教職専任教員変更 教職専任教員変更				
	児童音楽	2		●〇〇〇〇講師		児童音楽	2		(△△△△講師)						
	児童音楽	2		●〇〇〇〇講師		児童音楽	2		(△△△△講師)						
図画工作	図画工作	4				図画工作	2				単位数変更 新設 廃止				
	絵画Ⅰ	2	他		△△学科 共通開設	児童図画工作	2								
家庭	家庭	2				家庭	2				履修方法変更				
	小学家庭	2				小学家庭	2								
	2				2								
体育	体育	2		××××講師		体育	2		××××助教		職位変更 職位変更				
	児童体育	2		(××××講師)		児童体育	2		(××××助教)						
外国語	英語	2				英語	2								
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目															
●単位数・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）				(新) 36単位 / (旧) 28単位				●教職専任教員数（教科に関する専門的事項）				(新) 6人 / (旧) 6人			
・教員の免許状取得のための選択科目				(新) 14単位 / (旧) 16単位				教職専任教員数（各教科の指導法）				(新) 〇人 / (旧) 〇人			
・「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」の必修単位数の合計				(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				教職専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）				(新) 〇人 / (旧) 〇人			
								●必要教職専任教員数（合計）				(新) 〇人 / (旧) 〇人			

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
 ※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

① 「**大学名**」欄は、変更に係る科目を有する認定課程の種類に応じて記載すること(23 ページ①参照)。

(例)・大学学部学科等における課程 → ○○大学(学部学科等の課程)

② 「**設置者名**」欄は、変更年度(令和7年度に変更届を提出し、令和8年度から変更後の教育課程を開始する場合、変更年度は令和7年度である。)の4月1日時点における大学の設置者を記載すること(法人名を記載することとし、法人の長の氏名は記載しないこと)。

③ 「**大学の位置**」欄は、変更に係る科目のある認定課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

④ 「**担当部局**」「**電話番号**」「**e-mail**」「**担当者**」欄は、当該書類を提出した大学の教職課程担当者について記載すること。変更する課程が複数ある場合であっても、大学の窓口としての連絡先を一つ記載すること。

⑤ 「**学部**」「**学科等**」欄は、新旧それぞれの認定課程を有する学部学科等を記載すること。なお、該当のない項目については「-」を記載すること。

⑥ 「**入学定員**」欄は、学則に定める入学定員を記載すること(記載に当たっては数字のみとし、単位(人)は記入しないこと)。

※ 編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は含めない。

⑦ 「**直近の認定年度**」欄は、「**学科等**」欄に記載する学科等の認定年度を記載すること。**学部学科等の改組・再編を伴わない**学科名称のみの変更を行った場合は、名称変更前の学科等の認定年度を記載すること(直近の変更届提出年度及び審査年度ではないため注意すること)。

直近の認定年度から、現在までの間に、改組を伴わない学科名称のみの変更を行っている場合には、以下のように、新旧対照表の欄外下に名称の変更年度を記載すること。

(例)・令和○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更済。

※ 平成30年度に再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。

⑧ 「**認定を受けている免許状の種類(免許教科)**」欄は、今回変更を行う認定課程の免許状の種類、免許教科を記載すること。

記載に当たっては、免許状の種類に応じて略記すること(25 ページ参照)。

⑨ 「**新学則等の適用年度**」欄は、変更に係る内容が学則・履修規程等に規定され、適用される年度を記載すること。なお、教職専任教員の変更や職位の変更のみであれば、学則・履修規程等に規定されている事項ではないため、同欄には「-」を記載すること。

⑩ 「**備考**」欄は、変更に係る内容が適用される学生の入学年度について記載すること。例えば、令和8年度入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和8年度入学生より適用する。」と記載すること。

なお、複数年度の入学生の教育課程に適用する場合は、該当年度の入学生に適用する旨(例えば、令和7年度・令和8年度の入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和7年度入学生及び令和8年度入学生に適用する。」)を記載すること。

また、全学年の教育課程に適用する場合は、同欄に「全学年に適用する。」と記載すること。

⑪ 「**授業科目**」「**単位数**」欄及び本<記載上の注意>以外の項目は、Ⅱ. 2. 様式の作成例及び記入要領(22 ページ～参照)を参照して、同様に記載すること。

⑫ 「**教職専任教員**」欄は、各授業の担当教員のうち、教職専任教員の氏名を記載すること(兼任教員、兼任教員の氏名は記載しないこと)。一つの授業科目を複数の教職専任教員で担当する場合は、全員の氏名を記載すること。

⑬ 同一教職専任教員が複数の授業科目を担当する場合、これらの科目のうちいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名・職名は括弧を付して記載すること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の教職専任教員は、3領域以上にわたり、それぞれにおいて1人を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。

⑭ 「**●単位数**」は、(新)(旧)それぞれに記載している授業科目の単位数を、「**必修科目(選択必修科目の単位数を含む)**」と「**選択科目**」に分けて記載すること。

各欄の単位数の算出方法は以下のとおり。

・「**必修科目(選択必修科目の単位数を含む)**」欄

＝必修科目欄の単位数合計＋選択必修で最低限選択しなければならない単位数

・「**選択科目**」欄

＝選択科目欄の単位数合計－選択必修で最低限選択しなければならない単位数

⑮ 「**●教職専任教員数(領域に関する専門的事項)**」「**●教職専任教員数(保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等)**」は、(新)(旧)それぞれ教職専任教員数(実数)を記載すること(「教職専任教員」欄に()を付さずに記載されている教員氏名の数と一致しているか確認すること)。

「**●必要教職専任教員数(合計)**」は、教職課程認定基準に規定されている、(新)(旧)それぞれの必要教職専任教員数を正確に記載すること。

⑯ 認定基準4-3(2)若しくは4-4(2)、又は4-8(1)～(3)により、他学科等の科目をあてる場合、又は科目を共通開設する場合、同一学科等で共通開設を行う場合は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」を、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載し、複数の学科等で共通開設を行う場合及び他学科等の科目をあてる場合は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」を、「**履修方法**」欄に開設学科等の名称を記載すること(「**学校種等**」欄の記載は不要)。なお、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。

⑰ 複数の授業科目の中からいくつかの科目を選択必修とする場合、当該科目の単位数は「**選択**」欄に単位数を記載し、選択必修の旨を当該科目の「**履修方法**」欄に記載すること。

⑱ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「ただし書教員」を教職専任教員に置く場合は、当該教員の氏名左側に「●」を付すこと。

⑲ 変更箇所については下線を引き、「**変更内容等**」欄に変更内容を記載すること。

変更する内容	新・旧欄の記載	「変更内容等」欄の記載
授業科目を新設する場合	「新」欄に記載された新設授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「新設」
授業科目を廃止する場合	「旧」欄に記載された廃止授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「廃止」
授業科目の名称を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の名称に下線を引く。	「名称変更」
授業科目の単位数を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の単位数に下線を引く。	「単位数変更」
授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合	「履修方法」欄など、履修方法等を変更した箇所に下線を引く。	「履修方法変更」
授業科目の開設方法を共通開設に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種等と学科等に下線を引く。	「共通開設に関する変更」
授業科目の開設方法を連携開設科目に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種等と学科等に下線を引く。	「連携開設科目（〇〇大学）」 ※「〇〇大学には当該授業科目を開設する大学名を記載」
教職専任教員を追加する場合 (兼担・兼任教員から教職専任教員への変更を含む)	「新」欄に記載された追加教職専任教員に下線を引く。	「教職専任教員追加」
教職専任教員を削除する場合 (教職専任教員から兼担・兼任教員への変更を含む)	「旧」欄に記載されている教職専任教員に下線を引く。	「教職専任教員削除」
教職専任教員を、A教員からB教員へ変更する場合	「旧」欄のA教員及び「新」欄のB教員の氏名に下線を引く。	「教職専任教員変更」
教職専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	変更前・変更後の当該教員（職位含む。）に下線を引く。	「職位変更」

(例1) 授業科目「教育原理」を廃止して、授業科目「教育学概論」と「学校と教育の歴史」を置く場合

- ・ 授業科目「教育原理」 → 廃止
- ・ 授業科目「教育学概論」 → 新設
- ・ 授業科目「学校と教育の歴史」 → 新設

(例2) 授業科目「生徒指導論」と「進路指導論」を統合して、「生徒指導・進路指導論」を置く場合

- ・ 授業科目「生徒指導論」 → 廃止
- ・ 授業科目「進路指導論」 → 廃止
- ・ 授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 新設

(例3) 授業科目「生徒指導・進路指導論」を分離して、「生徒指導論」と「進路指導論」を置く場合

- ・ 授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 廃止
- ・ 授業科目「生徒指導論」 → 新設
- ・ 授業科目「進路指導論」 → 新設

- ⑳ **「教職専任教員」の記載に当たって、「今年度教員採用予定」など、不確定な内容を記載することは認められないため注意すること。また、(新)の教育課程等について、必要配置教職専任教員数を満たしているかなど、教職課程認定基準を満たしているかを各大学において確認すること。**
- ㉑ 当該課程の科目数が多く、新旧対照表が1ページに収まらない場合は、ページ数が増えても構わない。

ハ 教科及び教科の指導法に関する科目（中・高用）

・中学校教諭の教職課程と高等学校教諭の教職課程は、免許教科が同じであるか否かに関わらず、別葉で作成すること。

<作成例>

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表												
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局						
設置者名		〇〇〇〇				電話番号				担当者		
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				E-mail						
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）		新学則等の適用年度		備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	中一種免（社会）		—				
施行規則に定める科目区分等												
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員	履修方法	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員	履修方法	変更内容等
教 科 及 び 関 連 の 専 門 的 事 項	①	日本史概論	2	高(地理)	同	〇〇〇〇教授	日本史概論	2	高(地理)	同	〇〇〇〇教授	新設 廃止
		外国史概論	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	外国史概論	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		日本史Ⅰ	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	日本史Ⅰ	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		歴史	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	歴史	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		地理学概論	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	地理学概論	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		地誌	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	地誌	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		自然地理学	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	自然地理学	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		人文地理学	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	人文地理学	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
開 関 す る 科 目	②	法律学概論	2	高(公民)	同	〇〇〇〇准教授	法律学	2	高(公民)	同	〇〇〇〇准教授	名称変更 履修方法変更 履修方法変更
		2	高(公民)	同	(〇〇〇〇准教授)	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇准教授)	
		2	高(公民)	同	(〇〇〇〇准教授)	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇准教授)	
		社会学概論	2	高(公民)	同	〇〇〇〇助教	社会学概論	2	高(公民)	同	〇〇〇〇助教	
		経済学概論	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	経済学概論	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	
		2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	
		2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	
		2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	
		2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	
		2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	
各 科 目 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	③	社会	2	他	他	△△△△△	社会	2	他	他	△△△△△	新設 名称変更 新設 名称変更 履修方法変更 名称変更 履修方法変更
		社会科指導法Ⅰ	2	他	他	△△△△△	社会科指導法Ⅰ	2	他	他	△△△△△	
		社会科指導法Ⅱ	2	他	他	△△△△△	社会科指導法Ⅱ	2	他	他	△△△△△	
		社会科指導法Ⅲ	2	他	他	△△△△△	社会科指導法Ⅲ	2	他	他	△△△△△	
		社会科教育法(小中)	2	他	他	△△△△△	社会科教育法(小中)	2	他	他	△△△△△	
		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	他	他	△△△△△	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	他	他	△△△△△	
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2	他	他	△△△△△	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	他	他	△△△△△	
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	他	他	△△△△△	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	他	他	△△△△△	
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	他	他	△△△△△	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	他	他	△△△△△	
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	他	他	△△△△△	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	他	他	△△△△△	
●単位数・「教科に関する専門的事項」の開設総単位数			(新) 38単位 / (旧) 36単位			●教職専任教員数（教科に関する専門的事項）			(新) 4人 / (旧) 4人			
●「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数 （他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）			(新) 2単位 / (旧) 0単位			●必要教職専任教員数（教科に関する専門的事項）			4人			
●教員の免許状取得のための必修科目 （選択必修科目の単位数を含む）			(新) 34単位 / (旧) 30単位									
●教員の免許状取得のための選択科目			(新) 18単位 / (旧) 14単位									
※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。												
※2 科目名称や単位数、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。												
※3 〇〇〇〇… 一般的包括的な内容を含む科目												
※4 教職専任教員数（合計）には「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の教職専任教員は含まないこと。												

<記載上の注意>

- ① 「各科目に含めることが必要な事項」欄は、変更に係る科目のある認定課程の免許教科に応じて、施行規則第4条又は第5条表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」の各事項名をそのまま正確に記載すること。
※ 同規則第4条又は第5条表備考第一号において「…（〇〇を含む。）」や「〔〇〇、〇〇〕」などのように、（ ）や「 」で記載されているものもそのまま記載すること。
- ② 「新」欄・「旧」欄ともに、「授業科目」欄・「単位数」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数の欄を灰色で塗ること。
※ 「一般的包括的な内容」とは、その学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏

っていないものである（教職課程認定審査の確認事項2（1）参照）。

（例）中一種免（社会）の場合

その区分の一般的包括的な内容を、授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の二つの授業科目で満たす場合には、これら両方の授業科目名称とその単位数のセルを灰色で塗ること。

- ③ 「●単位数」欄の「**教科に関する専門的事項**」の開設総単位数及び「**教科に関する専門的事項**」の共通開設単位数（他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）の記載にあたっては、34 ページ II. 2. (3) v) 中高・教科及び教科の指導法に関する科目を参照すること。
- ④ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「**みなし教職専任教員**」を置く場合は、当該教員の氏名左側に「※」を付すこと。
- ⑤ 上記以外の注意事項については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「<記載上の注意>」を参照すること。

ホ 教育の基礎的理解に関する科目等

<作成例>

(1 教育課程の変更届
(新旧対照表))

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表 (小)													
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)			担当部局		担当者						
設置者名		〇〇〇〇			電話番号								
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇			e-mail								
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)	新学則等の適用年度		備考				
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—	令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。				
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免	—						
免許法施行規則に定める科目区分等		新				旧				変更内容等			
科目区分	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数 必選	共通 開設 学校 種等	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数 必選	共通 開設 学校 種等		教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	幼中 高	②	1科目選択 必修	教育原論	2	幼			履修方法変更 共通開設に関する 変更 新設	
		教育本質論	2	幼中 高									
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2	幼中 高			教職概論	2	幼				共通開設に関する 変更
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2	幼中 高	〇〇〇〇講師 ①		教育制度論	2	幼	〇〇〇〇助教			職位変更 共通開設に関する 変更
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論 教育心理学	2 2	幼 幼中 高			学習・発達論 教育心理学	2 2	幼 幼				共通開設に関する 変更
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1	幼中 高			特別支援教育概論	1	幼				共通開設に関する 変更
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	幼			カリキュラム論	2	幼				名称変更
道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2	中	(××××教授) ③		道徳教育の指導法	2		(××××教授)			共通開設に関する 変更
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	中高	××××教授	特別活動の指導法を含む	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		××××教授	特別活動の指導法を含む		共通開設に関する 変更
	特別活動の指導法												
	教育の方法及び技術	教育方法論	2	幼	(××××教授)		教育方法論	2	幼	(××××教授)			
教育相談等に関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育におけるICT活用(小)	1				教育におけるICT活用(小)	1					
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導	2	中高	●▲▲▲教授	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	生徒指導・進路指導	2				進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	共通開設に関する 変更 教職専任教員追加
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	幼中 高			教育相談の理論と方法	2	幼				共通開設に関する 変更
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法												
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習(幼小)	1 4	幼			教育実習事前事後指導 教育実習	1 4					共通開設に関する 変更 名称変更 共通開設に関する 変更
	学校体験活動												
	教職実践演習	教職実践演習(幼・小)	2	幼			教職実践演習(小)	2					名称変更 共通開設に関する 変更
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)		(新) 29単位 / (旧) 29単位		●教職専任教員数 (教育の基礎的理解に関する科目等)		(新) 3人 / (旧) 2人					
		・教員の免許状取得のための選択科目		(新) 4単位 / (旧) 2単位		教職専任教員数 (各教科の指導法)		(新) 〇人 / (旧) 〇人					
						教職専任教員数 (教科に関する専門的事項)		(新) 〇人 / (旧) 〇人					
						●必要教職専任教員数 (合計)		(新) 〇人 / (旧) 〇人					

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「教職専任教員」欄について、網掛け部分のそれぞれに、1人以上の教職専任教員を配置する必要があるため、1人以上配置されているかどうかを確認すること。なお、当該網掛けについては、学校種ごとに異なっているため、変更に係る学校種の様式を使用するとともに、改変しないこと。
- ② 複数の学校種に渡って共通開設科目を充てている場合、教職課程認定基準に照らして適切であるかを各大学において確認すること。
- ③ 免許法施行規則に定める複数の事項を含む科目は、他に含む事項を「履修方法」欄に記載すること。
- ④ 中高の場合、教職専任教員（各教科の指導法）の人数については、課程認定申請の記載例（44ページ）に準じ、校種・教科ごとに書き分けること。
- ⑤ 上記以外の記載については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「<記載上の注意>」を参照すること。

へ 大学が独自に設定する科目（学部）

<作成例>

（1 教育課程の変更届）
（新旧対照表）

大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表										
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局				担当者
設置者名		〇〇〇〇				電話番号				
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail				
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—	令和〇〇年度	令和〇〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免	—			
免許法施行規則に定める科目区分		新				旧				変更内容等
		授業科目	単位数	履修方法		授業科目	単位数	履修方法		
			必 選				必 選			
大学が独自に設定する科目		学校現場体験 ボランティア実習Ⅰ ボランティア実習Ⅱ	2 2 2 2	①		学校現場体験 ボランティア実習	2 2 2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上修得		名称変更 新設 履修方法変更

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 課程認定申請の記載例の備考欄（39ページ）に準じ、認定を受けている免許種の法定単位数と、学部学科等で必修としている単位数により、履修方法欄を記載すること。

（例）小学校の課程の場合（大学が独自に設定する科目として法定2単位分が必要）

○「大学が独自に設定する科目」として、上記作成例のように、旧課程では必修科目を設けていなかったが、新課程では必修科目を2単位開設する場合

旧課程においては、「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得」と記載する。また、新課程においては、「大学が独自に設定する科目」の必修科目によって必ず修得する単位数が法定最低修得単位数を満たすため、

空欄とすること。

ト 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

<作成例>

(1 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の変更届新旧対照表										
大学名		〇〇大学(学部学科等の課程)			担当部局					
設置者名		〇〇〇〇			電話番号		担当者			
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇			e-mail					
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類(免許教科)	新学則等の適用年度	備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—	令和〇〇年度	令和〇〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免	—			
免許法施行規則に定める科目区分		新				旧				変更内容等
		授業科目	単位数	履修方法		授業科目	単位数	履修方法		
			必 選				必 選			
日本国憲法		日本国憲法	2			日本国憲法	2			
体育		体育理論 体育実技Ⅰ 体育実技Ⅱ	2 2 2	これら3科目より1科目選択必修		体育理論 体育実技	2 2	これら2科目より1科目選択必修		履修方法変更 名称変更 履修方法変更 新設
外国語コミュニケーション		英会話Ⅰ 英会話Ⅱ	2 2			英会話Ⅰ 英会話Ⅱ	2 2			履修方法変更
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作		数理、データ活用及び人工知能に関する科目 情報処理入門 情報機器の操作	2 ①				2	①		数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定 ~~~~~

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「情報機器の操作」として開設している科目が数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目となり、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」に変更となる場合、「新」欄及び「旧」欄の授業科目の名称に下線を引き、「変更内容等」欄に「数理・データサイエンス・AIプログラム認定」と記載すること。

チ その他の科目

- ・養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目についても、文部科学省ホームページに掲載の様式により作成すること。
- ・大学が独自に設定する科目については、一種・二種免許状の課程なのか、専修免許状の課程なのかに応じて、適切な様式を用いて記載すること。
- ・記載に当たっては、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目(幼稚園)」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目(小学校)」の「<記載上の注意>」を参照すること。

(3) 大学、設置者、学科等の名称変更届

学科等の改組・再編を伴わずに学科等の名称を変更する場合は、**下記様式を名称変更する年度の前年度中に報告すること。**

大学名や設置者(法人)名を変更する場合においても、本様式を適宜書き換えの上、提出すること。

なお、学科等の改組・再編を伴い学科等名称を変更する場合は、課程認定申請を行わなければならないが、申請とは別に、**学科等の名称変更届を報告する必要はない。**

<作成例>

(III 学科等の名称変更届)		
		文書番号
		① 令和〇〇年〇月〇〇日
② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿		
届出者(設置者)名 ③ 届出者(設置者)の長の職名及び氏名 ④		
〇〇大学の認定課程を有する学科等の名称の変更について(報告)		
この度、令和〇〇年度より、認定課程を有する学科等の名称を変更したいので、下記のとおり、報告します。		
記		
学科等の名称	免許状の種類	学科等の新名称
〇〇学部〇〇学科	中一種免(国語) 高一種免(国語)	〇〇学部××学科

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、課程認定を有する学科等の名称の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者(設置者)名」及び「届出者(設置者)の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。
 - 届出者(設置者)名
 - ・国立大学→国立大学法人名
 - ・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
 - ・私立大学→私立大学を設置する学校法人名
 - 届出者(設置者)の長の職名及び氏名
 - ・国立大学→当該国立大学法人の長
 - ・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
 - ・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 押印は不要とする。

(4) 学科等の入学定員変更届

学科等の入学定員を変更する場合は、下記様式を定員変更する年度の前年度中に報告すること。
※学科等の名称変更と同時に行う場合には、新学科名称を記載し、学科名称変更届も提出すること。

<作成例>

(IV 学科等の入学定員変更届)			
			文書番号
			① 令和〇〇年〇月〇〇日
②			
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿			
			③
届出者（設置者）名			
			④
届出者（設置者）の長の職名及び氏名			
〇〇大学の認定課程を有する学科等の入学定員の変更について（報告）			
この度、令和〇〇年度より、認定課程を有する学科等の入学定員を変更したいので、下記のとおり、報告します。			
記			
学科等の名称	免許状の種類	旧入学定員	新入学定員
〇〇学部〇〇学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	〇〇人	〇〇人

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- ・国立大学→国立大学法人名
- ・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- ・国立大学→当該国立大学法人の長
- ・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。

(5) 学科等の課程認定取下届

学科等の課程認定を取り下げ場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告すること。

例えば、令和7年度以降の入学生の課程からは教職課程を置かないとする場合や、認定課程を有する学科等が令和7年度以降は学生募集を停止する場合は、令和6年度中に報告することが必要である。

なお、学科等の課程認定を取り下げることにより、当該課程を有する全学年の課程が直ちに廃止されるわけではなく、課程認定を取り下げる年度の前年度までの在学生の課程については、当該学生が卒業するまで当該課程の認定は継続する。

取り下げ後、継続する課程については、大学の責任において、適切な教職指導を行うように留意すること。なお、取り下げた課程についても、卒業生の免許状の取得状況及び就職状況に関する調査は対象となるので留意すること（4年制大学の学部の場合は取り下げ後3年間、2年制の短期大学・大学院の場合は1年間）。

※ 取り下げた課程において、教育課程の変更や教職専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。ただし、再課程認定に伴い自動的に取下げとなった教職課程の教育課程の変更が生じる場合においては、145 ページ（6）旧法に基づく変更届に基づき変更後の課程が開始する前に変更届を提出すること（114 ページ参照）。

<作成例>

(V 学科等の課程認定取下届)

文書番号
① 令和〇〇年〇月〇〇日

②
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

届出者（設置者）名 ③
届出者（設置者）の長の職名及び氏名 ④

〇〇大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための
課程の認定取り下げについて（報告）

文部科学大臣の認定を受けた教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程について、下記のとおり、認定を取り下げたいので、報告します。

記

1 認定を取り下げる課程の名称及び免許状の種類

学科等の名称	免許状の種類	文書番号	文書日付
〇〇学部〇〇学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	〇〇文科初第〇〇号 ⑤	〇〇年〇月〇日

2 認定取り下げ時期
令和〇〇年度入学生の課程より取り下げる。なお、これより以前の在学生の課程については、当該課程の学生が卒業するのを待って、教職課程を廃止する。

3 認定取り下げ理由 ⑥
令和〇〇年度に、〇〇学科及び××学科を廃止し、△△学科へ改組するため。

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、学科等の課程認定取下届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- ・ 国立大学→国立大学法人名
- ・ 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・ 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- ・ 国立大学→当該国立大学法人の長
- ・ 公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・ 私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。
- ⑤ 「文書番号」欄は、認定書に記載された文書番号を転記すること。
- ⑥ 「取り下げ理由」欄は、学科等の課程認定を取り下げる理由を記載すること。

(6) 旧法に基づく変更届

平成30年度以前入学生に適用する教育課程の変更を行う場合においては、以下により変更届を提出すること。新法に基づく変更届とは別葉で作成すること。

(ア) 変更届の提出が必要な場合

(1) 教育課程の変更届（117 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）及び（2）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）のみ提出が必要となる。

(イ) 変更届提出期限

(1) 教育課程の変更届（117 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）については、変更後の教育課程を実施する前に、(2) 教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）については、認定在外教育施設において教育実習を開始する最初の年度の前年度末までに提出すること。

(ウ) 変更届提出方法

146 ページを参照し、PDFファイルにより提出すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

(エ) 必要提出書類

様式、作成要領とも『教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）』によるが、「専任教員氏名・職名」欄は空欄とすること。